

# 電気・ガス料金支援に係る ガス料金の特別措置

[使用契約条件への追加の契約条件]

2026年1月1日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

# 電気・ガス料金支援に係るガス料金の特別措置

## [使用契約条件への追加の契約条件]

### 目 次

1 適 用 範 囲	1
2 適 用 期 間	1
3 単位料金の調整	1
4 調 整 単 位 料 金	1
5 そ の 他	1
別 表	2

## 1 適用範囲

この電気・ガス料金支援に係るガス料金の特別措置は、当社が別に定める使用契約条件（以下「使用契約条件」といいます。）にもとづきガスの供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

適用期間は、2026年1月の検針日の翌日から2026年4月の検針日までといたします。

## 3 単位料金の調整

単位料金の調整とは、使用契約条件の従量料金において、原料価格の変動に応じて、基準単位料金から加算または減算した単位料金を算定することをいいます。

## 4 調整単位料金

2（適用期間）に定める適用期間における、使用契約条件の調整単位料金は、使用契約条件に定める調整単位料金によらず、別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 5 その他の

その他の事項については、使用契約条件によるものといたします。

# 別 表

## (単位料金の調整)

調整単位料金および原料費調整単価は、次のとおり算定いたします。

### 1 調整単位料金

#### (1) 基準平均原料価格

1トン当たり、85,350円といたします。

#### (2) 平均原料価格の算定

平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times 0.9423 + B \times 0.0620$$

$A = \text{各平均原料価格算定期間における } 1 \text{ トン当たりの LNG 平均価格}$

$B = \text{各平均原料価格算定期間における } 1 \text{ トン当たりの LPG 平均価格}$

また、各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格および1トン当たりのLPG平均価格の単位は、10円とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

#### (3) 調整単位料金の算定 (1立方メートル当たり)

イ 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\frac{\text{調整単位料金}}{\text{基準単位料金}} = \text{使用契約条件に定める基準単位料金}$$

$$+ ((2)の平均原料価格 - (1)の基準平均原料価格)$$

$$\times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

## 一ハの特別措置料金

ロ 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位  
料 金 = 使用契約条件に定める基準単位料金

— ((1)の基準平均原料価格 - (2)の平均原料価格)

$$\times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

## 一ハの特別措置料金

### ハ 特別措置料金

特別措置料金は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針 日の翌日から2026 年3月の検針日ま での期間	2026年3月の検針 日の翌日から2026 年4月の検針日ま での期間
1立方メートルにつき	18円00銭	6円00銭

なお、基準平均原料価格と平均原料価格との差額は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で切り捨ていたします。

また、上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨ていたします。

#### (4) 調整単位料金の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された調整単位料金は、その平均原料価格算定期間に応する調整単位料金適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に応する調整単位料金適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	調整単位料金適用期間
2025年9月1日から 11月30日までの期間	2026年の2月分の料金の算定期間
2025年10月1日から 12月31日までの期間	2026年の3月分の料金の算定期間
2025年11月1日から 2026年1月31日までの期間	2026年の4月分の料金の算定期間

## 2 原料費調整単価

- (1) 1(3)イにより算定した調整単位料金が使用契約条件に定める基準単位料金以上のとき

$$\frac{\text{原 料 費}}{\text{調整単価}} = 1(3)イにより算定した調整単位料金 \\ - \text{使用契約条件に定める基準単位料金}$$

- (2) 1(3)ロにより算定された調整単位料金が使用契約条件に定める基準単位料金未満のとき

$$\frac{\text{原 料 費}}{\text{調整単価}} = \text{使用契約条件に定める基準単位料金} \\ - 1(3)ロにより算定した調整単位料金$$